

浜中町津波避難計画

令和4年4月

目 次

第1章	総 則	- 1 -
1	目 的	
2	計画の修正	
3	用語の意義	
第2章	避難計画	- 2 -
1	津波到達予想時間の設定	
2	津波避難計画 (避難対象区域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難困難地域等)	
第3章	初動体制（職員の参集等）	- 6 -
1	連絡・参集体制	
2	配備体制	
3	津波情報等の収集・伝達	
第4章	高齢者等避難及び避難指示の発令	- 8 -
1	発令基準	
2	伝達方法	
3	伝達内容	
第5章	津波対策の教育・啓発	-11 -
第6章	津波避難訓練の実施	-11 -
第7章	積雪・寒冷地対策	-12 -
1	冬期道路交通の確保	
2	避難対策、避難生活環境の確保	
3	電力の確保	
4	緊急通信ネットワークの確保	
5	雪崩対策	
6	水門等の作動の確保	
7	救助・救出体制の強化	
第8章	その他	-13 -
1	観光客、釣客等の避難対策	
2	災害時要援護者の避難対策	
3	地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	
4	計画策定経緯等	

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2，3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定する地域をいう。

(3) 避難路・避難経路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

(4) 指定避難所及び指定緊急避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

(5) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

本町では、令和3年7月19日に北海道が公表した「津波浸水想定区域図」に基づき、津波浸水開始時間は、霧多布市街で24分と推定する。

- 想定地震：千島海溝モデル (M9.3)
- 最大津波高 (T.P.m)：20.3m
- 津波浸水想定面積：5,013ha
- 津波浸水想定地域：「はまなか津波防災マップ」のとおり

※想定する津波の高さ

地区名	最大津波高	影響開始時間		津波到達時間	
		±20 cm	+20 cm	第1波	最大波
恵茶人	15.8m	9分	9分	32分	32分
奔幌戸	13.1m	14分	14分	35分	35分
榊町	12.2m	14分	14分	35分	35分
霧多布港	8.8m	11分	11分	36分	36分
湯沸	13.7m	8分	8分	29分	29分
霧多布西	9.3m	8分	8分	34分	34分
琵琶瀬	6.7m	10分	10分	30分	30分
渡散布	16.0m	6分	6分	27分	27分
藻散布	15.8m	3分	3分	27分	27分

2 津波避難計画

津波対象地域、避難路・避難経路、避難場所、避難困難地域等は「はまなか津波防災マップ」等のとおりとする。

(令和3年12月31日現在)

避難対象地域名	避難路・避難経路	指定避難所及び 指定緊急避難場所	避難困難地域	備考
霧多布一区 126世帯 272人	道道霧多布岬線 町道霧多布2条通 町道霧多布3条通 町道湯沸1号道路 町道霧多布東1丁目3号通 上皇寺境内避難道	ふれあい交流・保養センター（ゆうゆ） 霧多布岬駐車場	—	
霧多布二区 42世帯 73人	道道霧多布岬線 町道霧多布2条通 町道霧多布3条通 町道湯沸1号道路 町道霧多布東1丁目3号通 上皇寺境内避難道	浜中町役場 霧多布岬駐車場	—	
霧多布三区 85世帯 165人	道道霧多布岬線 町道霧多布中央通 町道湯沸高台避難道路 町道霧多布2条通 町道霧多布3条通 町道湯沸1号道路 町道霧多布東1丁目3号通 上皇寺境内避難道 町道霧多布西1丁目3号通 町道霧多布西通	浜中町役場 霧多布岬駐車場 アゼチの岬駐車場	—	
霧多布四区、霧多布東四区 107世帯 185人	町道霧多布中央通 町道湯沸高台避難道路 町道霧多布西通 町道霧多布2条通 町道霧多布3条通 町道湯沸1号道路	浜中町役場 アゼチの岬駐車場	—	
水取場 52世帯 126人	町道霧多布中央通 町道湯沸高台避難道路 町道霧多布西通 町道霧多布2条通 町道霧多布3条通 町道湯沸1号道路	浜中町役場 アゼチの岬駐車場	—	
湯沸 40世帯 102人	道道霧多布岬線 町道湯沸1号道路 町道湯沸2号道路 町道湯沸3号道路 町道湯沸4号道路	ふれあい交流・保養センター（ゆうゆ） 湯沸下海岸高台	—	

避難対象地域名	避難路・避難経路	指定避難所及び 指定緊急避難場所	避難困難地域	備考
暮帰別 209 世帯 441 人	道道別海厚岸線 町道暮帰別道路 町道運動公園通 町道暮帰別 8 号道路 町道暮帰別 1 2 号道路 町道暮帰別市内道路	浜中小学校 浜中中学校 MO-TTO かぜて	地域との協議により車両避難のため、避難困難地域に入れない。	
新川 132 世帯 264 人	道道別海厚岸線 道道琵琶瀬茶内停車場線 (MG ロード) 町道新川前浜道路 町道中学校通 町道新川 1 号道路 町道新川 2 号道路	茶内コミュニティセンター 浜中小学校 浜中中学校 MO-TTO かぜて	地域との協議により車両避難のため、避難困難地域に入れない。	
仲の浜 48 世帯 114 人	道道別海厚岸線 道道琵琶瀬茶内停車場線 (MG ロード) 町道仲の浜 2 号道路 町道仲の浜 3 号道路	茶内コミュニティセンター 琵琶瀬展望台	全域	
琵琶瀬親睦、琵琶瀬共交 129 世帯 312 人	道道別海厚岸線 道道琵琶瀬茶内停車場線 道道火散布茶内停車場線 町道元琵琶瀬道路 町道川中道路 町道川中 1 号道路 町道元琵琶瀬前浜道路	茶内コミュニティセンター 琵琶瀬展望台	地域との協議により車両避難のため、避難困難地域に入れない。	
渡散布 34 世帯 105 人	道道別海厚岸線 道道火散布茶内停車場線 町道散布海岸道路 町道渡散布 1 号道路 町道渡散布 2 号道路	戸井宅側坂上 前田宅側坂上 茶内農業者トレーニングセンター	—	
火散布 62 世帯 169 人	道道別海厚岸線 道道火散布茶内停車場線 町道散布海岸道路 町道養老散布道路 町道火散布道路 町道火散布川向道路 町道火散布藻散布間道路	養老散布坂上 茶内農業者トレーニングセンター 琵琶瀬方面道道高台(火散布コンテナ) 散布トンネル頂上	—	
丸山散布 76 世帯 191 人	道道別海厚岸線 道道火散布茶内停車場線 町道火散布藻散布間道路 町道火散布丸山道路 町道丸山散布 1 号道路から 1 0 号道路	散布トンネル頂上(丸山散布コンテナ)	—	
藻散布 47 世帯 128 人	道道別海厚岸線 道道火散布茶内停車場線 町道火散布藻散布間道路 町道藻散布 1 号・2 号・3 号道路	散布トンネル頂上(藻散布コンテナ) 厚岸方面道道高台	—	

避難対象地域名	避難路・避難経路	指定避難所及び 指定緊急避難場所	避難困難地域	備考
榑町 67 世帯 177 人	道道別海厚岸線 道道根室浜中釧路線 町道幌戸浜中間道路 町道アザラップ道路 榑町神社裏治山施設管理用 通路	浜中農村環境改善センタ ー 榑町憩いの広場 榑町神社裏高台	—	
奔幌戸 37 世帯 86 人	道道根室浜中釧路線 町道幌戸浜中間道路 町道姉別第 1・1 号道路 町道奔幌戸漁港道路 町道奔幌戸 1・2・3 号道路	姉別農村環境改善センタ ー 浜中農村環境改善センタ ー	—	
仙鳳趾、貫人、 恵茶人、東部恵 茶人 38 世帯 100 人	道道根室浜中釧路線 道道貫人姉別原野線 町道姉別市街貫人間道路 町道貫人 1 号道路 町道仙鳳趾道路	姉別農村環境改善センタ ー	—	
合計 1,331 世帯 3,010 人				

※避難対象地域世帯・人口には外国人登録を含む。

第3章 初動体制（職員の参集等）

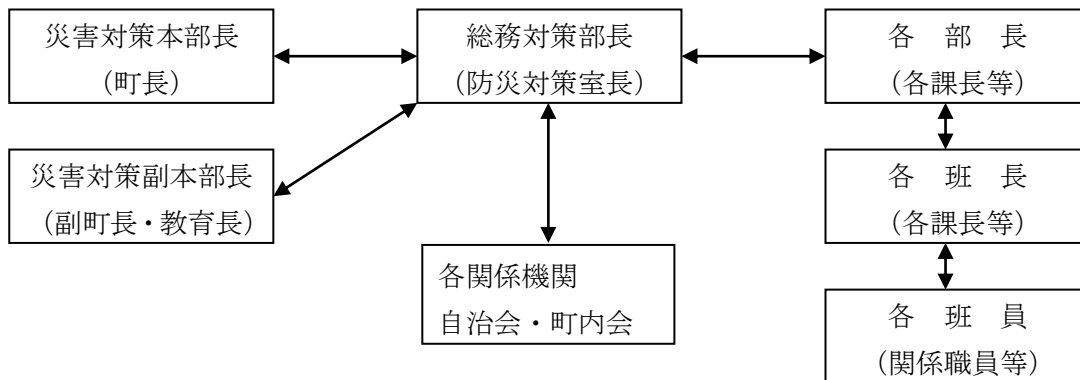
1 連絡・参集体制

勤務時間外に、大きな地震、津波注意報及び津波警報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は次のとおりとする。

ただし、津波到達までに時間的余裕がないなどで危険と判断した場合は、自主的に安全な場所に避難し、参集経路の安全を十分に確認した上で参集するものとする。

なお、災害により道路が分断され参集出来ない場合、固定電話や携帯電話が不通となり連絡がとれない場合には、近くの避難場所に参集する。その際、衛星携帯電話や無線等により災害対策本部と連絡がとれる場合は指示を受けるものとし、連絡がとれない場合は避難場所の運営にあたるものとする。

○連絡伝達系統図



2 配備体制

各職員は十分に安全確認を行い、次のとおり配備するものとする。

種別	参集基準	参集範囲	備考
災害警戒本部 (第1非常配備)	<ul style="list-style-type: none"> 本町で震度4の地震が発生したとき 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき 	副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、上下水道課長、防災係長、防災係 総務対策部総務班及び災害応急対策部の内から2～3名 津波注意報の場合は、避難対策部、防災ステーション水門班	その他状況に応じ、本部長が当該非常配備を命じた者
災害対策本部 (第2非常配備)	<ul style="list-style-type: none"> 本町で震度5弱、5強の地震が発生したとき 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき 	町長、副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、上下水道課長 総務対策部、災害応急対策部、他各部の所要人員 津波警報が発表された場合は全職員	
災害対策本部 (第3非常配備)	<ul style="list-style-type: none"> 本町で震度6弱以上の地震が発生したとき 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき 	全職員	

※職員の配置については職員非常配備一覧表による。

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

総務対策部総務班は次のものを利用して津波に関する情報収集を行う。

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）や北海道防災情報システムからの情報
- ・インターネット等を利用したの気象庁発表の情報
- ・浜中消防署や消防団が行う海面監視の情報
- ・水門等に設置されている監視カメラや検潮データ

また、災害時優先電話や衛星携帯電話、移動系行政無線を活用し、避難場所に避難している住民等の安否情報の収集にも努める。

(2) 津波情報等の伝達

避難指示等に関する情報は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、報道機関等を利用し、住民等への周知徹底を図る。

また、各種方法により得た情報等について、衛星携帯電話等を活用し、リアルタイムの情報が避難している住民等に伝わるよう努める。

第4章 高齢者等避難及び避難指示の発令

1 発令基準

町は、下記の発令基準を勘案し、避難が必要であると判断した場合には、避難対象地域の住民等に対して避難指示等を発令するものとする。

種別	発令基準	発令時の状況
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">大きな地震により津波の発生が予想されるとき。津波注意報が発表されたとき。津波注意報から津波警報に変わると予想されるとき。	要配慮者、避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する恐れが高まった状況
避難指示	<ul style="list-style-type: none">津波警報、大津波警報が発表されたとき。津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波の発生が予想される地震を覚知、又は海面等の状況により避難を要すると判断したとき。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

2 伝達方法

(1) 伝達内容

- ・高齢者等避難、避難指示の理由
- ・地震に関する情報
- ・災害に関する情報（火災の発生や避難路の不通箇所等の被災状況）
- ・その他の注意事項

(2) 伝達手段

高齢者等避難、避難指示に関する情報は、防災行政無線やサイレンにより住民等に伝達するほか、電話、警鐘、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール（エリアメール）等を利用し、速やかに伝達の徹底を図るものとする。

また、夜間、気象障害、停電等で避難対象地域の全家庭に伝達が困難な場合、必要に応じて、職員、消防署員、消防団員、関係機関及び地域住民の協力のもと、安全を確認のうえ戸別訪問等により指示事項の伝達を図る

3 伝達内容

(1) 地震発生情報

○釧路・根室管内で震度4の地震が発生（観測）した場合

（チャイム音：低から高へ）「ド・ミ・ソ・ド」
「こちらは防災浜中、防災浜中」
「ただ今、釧路・根室管内で震度4の地震がありました。」
「火の元を確認し、今後の情報にも十分注意してください。」
「こちらは防災浜中、防災浜中」
（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

○釧路・根室管内で震度5弱以上の地震が発生（観測）した場合

（チャイム音：低から高へ）「ド・ミ・ソ・ド」
「こちらは防災浜中、防災浜中」
「ただ今、釧路・根室管内で大きな地震がありました。」
「火の元を確認し、海岸近くの方は、津波の恐れがありますので十分注意して下さい。」

「今後の情報にも十分注意してください。」
「もう一度繰り返します。」
「ただ今、釧路・根室管内で大きな地震がありました。」
「火の元を確認し、海岸近くの方は、津波の恐れがありますので十分注意して下さい。」
「今後の情報にも十分注意してください。」
「こちらは防災浜中、防災浜中」
(チャイム音：高から低へ) 「ド・ミ・ソ・ド」

(2) 津波注意報・津波警報発表(解除)

○北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表された場合

(チャイム音：低から高へ) 「ド・ミ・ソ・ド」
「こちらは防災浜中・防災浜中」
「ただ今、津波注意報が発表になりました。海岸近くの方は、十分注意してください。」
「今後の情報にも十分注意してください。」
「もう一度繰り返します。」
「ただ今、津波注意報が発表になりました。海岸近くの方は、十分注意してください。」
「今後の情報にも十分注意してください。」
「こちらは防災浜中・防災浜中」
(チャイム音：高から低へ) 「ド・ミ・ソ・ド」

○津波注意報解除の場合

(チャイム音：低から高へ) 「ド・ミ・ソ・ド」
「こちらは防災浜中・防災浜中」
「津波注意報は解除になりました。津波の恐れはありません。」
「津波注意報は解除になりました。津波の恐れはありません。」
「こちらは防災浜中・防災浜中」
(チャイム音：高から低へ) 「ド・ミ・ソ・ド」

○北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表された場合

サイレン音3秒吹鳴2秒停止を2回繰り返し
「こちらは防災浜中・防災浜中」
「ただ今、津波警報が発表になり、避難勧告が発令されました。」
「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」
「ただ今、津波警報が発表になり、避難勧告が発令されました。」
「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」
「今後の情報にも十分注意してください。」
「こちらは防災浜中、防災浜中」
(チャイム音：高から低へ) 「ド・ミ・ソ・ド」

○北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表された場合

サイレン音3秒吹鳴2秒停止を3回繰り返し
「こちらは防災浜中・防災浜中」
「ただ今、大津波警報が発表になり、避難指示が発令されました。」
「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」
「ただ今、大津波警報が発表になり、避難指示が発令されました。」
「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中、防災浜中」

(チャイム音：高から低へ) 「ド・ミ・ソ・ド」

○津波警報・大津波警報解除の場合

(チャイム音：低から高へ) 「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「津波警報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「津波警報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

(チャイム音：高から低へ) 「ド・ミ・ソ・ド」

第5章 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、教育委員会と共同で児童・生徒等に対して積極的な防災教育を推進する。
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、各事業所等に普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

第6章 津波避難訓練の実施

円滑な住民避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を実施する。
また、自治会や関係機関等の協力を得て、地域住民が参加しやすい時間の検討、いろいろな場面を想定した訓練等を実施するよう努める。

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所までの道路についての除雪体制を確認する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄状況を把握する。

3 電力の確保

機能が停止した場合の早期復旧対策を確認する。

4 緊急通信ネットワークの確保

通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確認する。

5 雪崩対策

雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難場所への適切な避難誘導等の確認をする。

6 水門等の作動の確保

冬期における動作確認体制を確認する。

7 救助・救出体制の強化

冬期における救助・救出体制を確認する。

第8章 その他

1 観光客、釣客等の避難対策

観光客、釣客への周知は防災行政無線での屋外拡声器と緊急速報メールでの周知となるが、避難場所までの案内看板を設置し、速やかに安全な高台に避難できるよう整備する。

2 災害時要援護者の避難対策

避難対象地域内における災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、地域ごとに避難援護体制等を定める。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

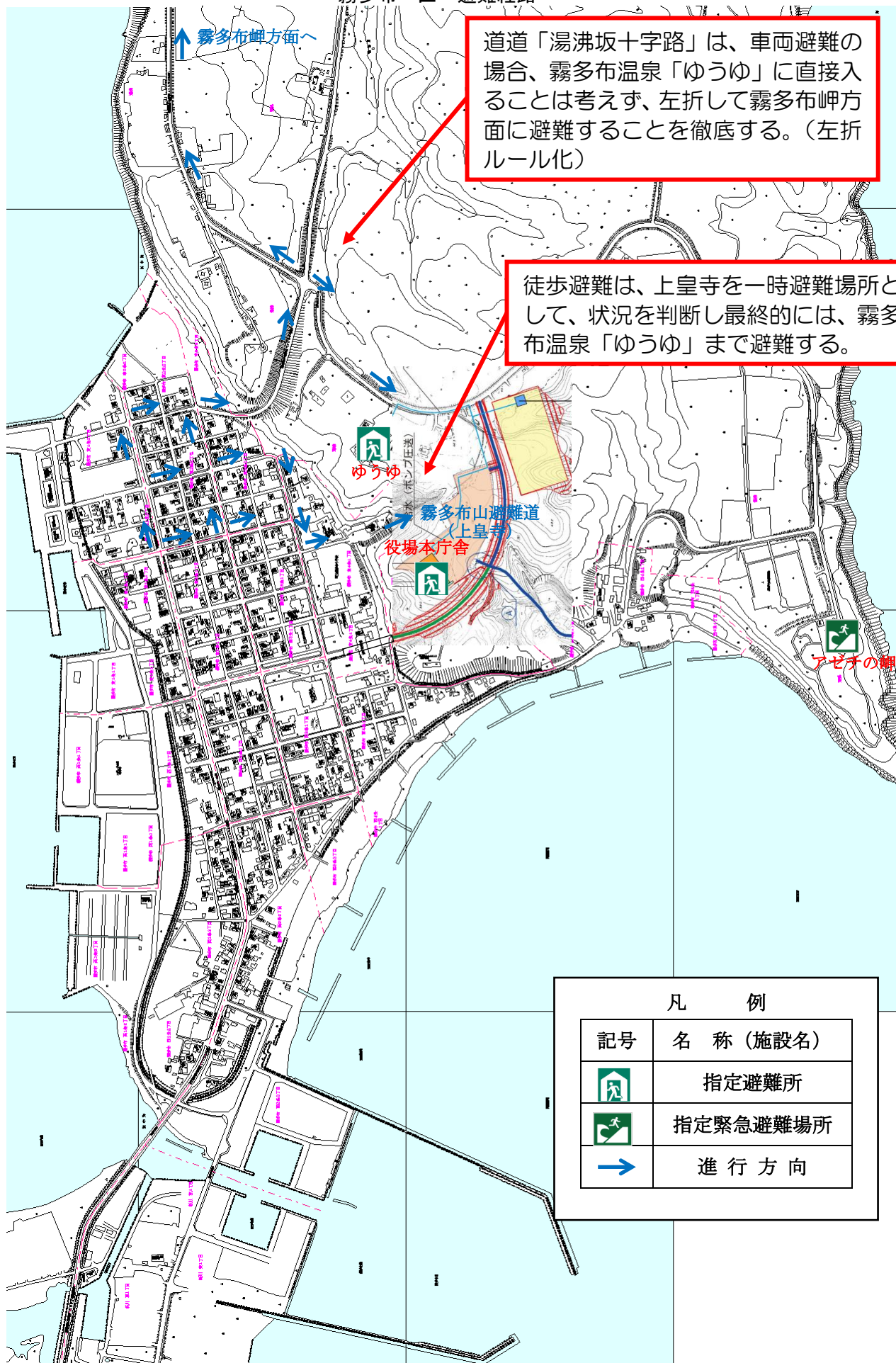
大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点にたって、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災行動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

4 計画策定経緯等




開催地区名	開催日時	主な内容
霧多布中央会	平成26年12月15日	避難計画趣旨説明及び協議
水取場町内会	平成26年12月20日	〃
貫人自治会	平成26年12月22日	〃
丸山散布自治会 丸山散布自主防災組織	平成26年12月25日	〃
共和町内会	平成26年12月25日	〃
渡散布自治会	平成26年12月26日	〃
湯沸自治会	平成27年1月14日	〃
樹徳会	平成27年1月14日	〃
藻散布自治会	平成27年1月19日	〃
暮帰別町内会	平成27年1月16日	〃
琵琶瀬自治会	平成27年1月21日	〃
新川自治会	平成27年1月22日	〃
仲の浜自治会	平成27年1月25日	〃
火散布自治会	平成27年1月26日	〃
奔幌戸自治会	平成27年1月29日	〃
一新会	平成27年2月2日	〃
榊町自治会	平成27年2月9日	〃

霧多布一区 避難経路

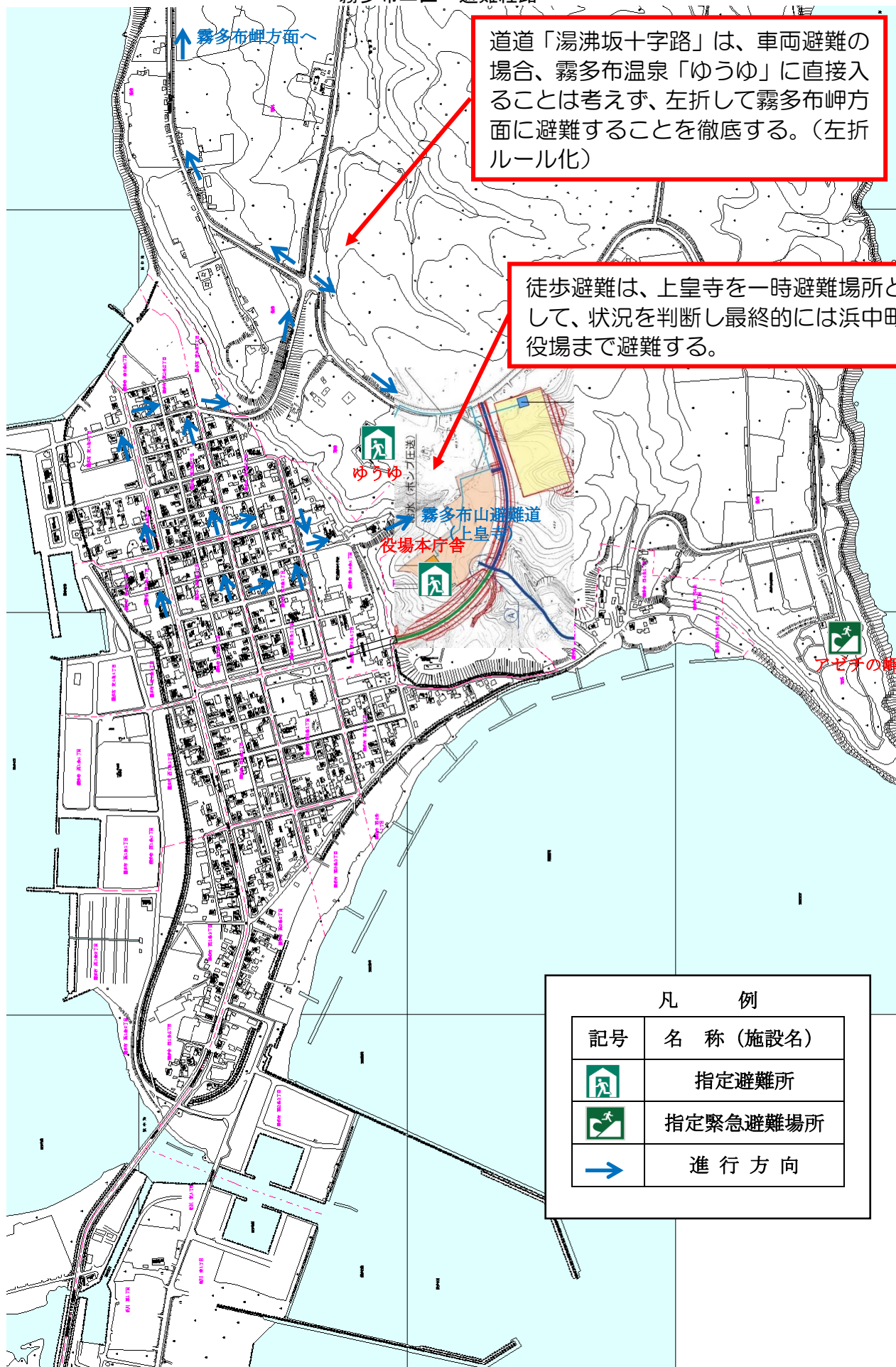


道道「湯沸坂十字路」は、車両避難の場合、霧多布温泉「ゆうゆ」に直接入ることは考えず、左折して霧多布岬方面に避難することを徹底する。(左折ルール化)

徒歩避難は、上皇寺を一時避難場所として、状況を判断し最終的には、霧多布温泉「ゆうゆ」まで避難する。



凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	指定避難所
	指定緊急避難場所
	進 行 方 向

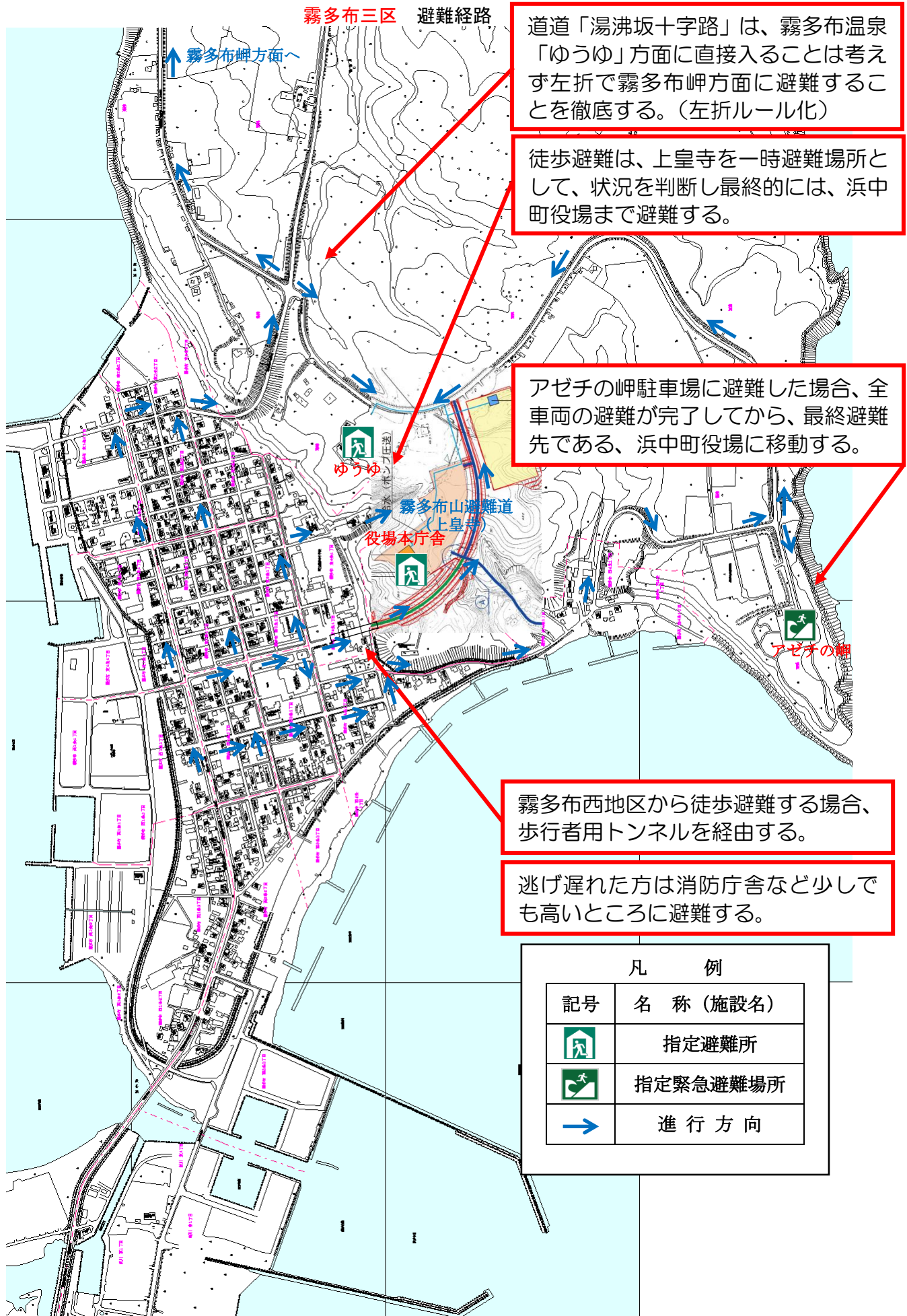
霧多布二区 避難経路



道道「湯沸坂十字路」は、車両避難の場合、霧多布温泉「ゆうゆ」に直接入ることは考えず、左折して霧多布岬方面に避難することを徹底する。（左折ルール化）

徒歩避難は、上皇寺を一時避難場所として、状況を判断し最終的には浜中町役場まで避難する。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	指定避難所
	指定緊急避難場所
	進 行 方 向



霧多布三区 避難経路

道道「湯沸坂十字路口」は、霧多布温泉「ゆうゆ」方面に直接入ることは考えず左折で霧多布岬方面に避難することを徹底する。(左折ルール化)

徒歩避難は、上皇寺を一時避難場所として、状況を判断し最終的には、浜中町役場まで避難する。

アゼチの岬駐車場に避難した場合、全車両の避難が完了してから、最終避難先である、浜中町役場に移動する。

霧多布西地区から徒歩避難する場合、歩行者用トンネルを経由する。

逃げ遅れた方は消防庁舎など少しでも高いところに避難する。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	指定避難所
	指定緊急避難場所
	進 行 方 向

霧多布四区 避難経路



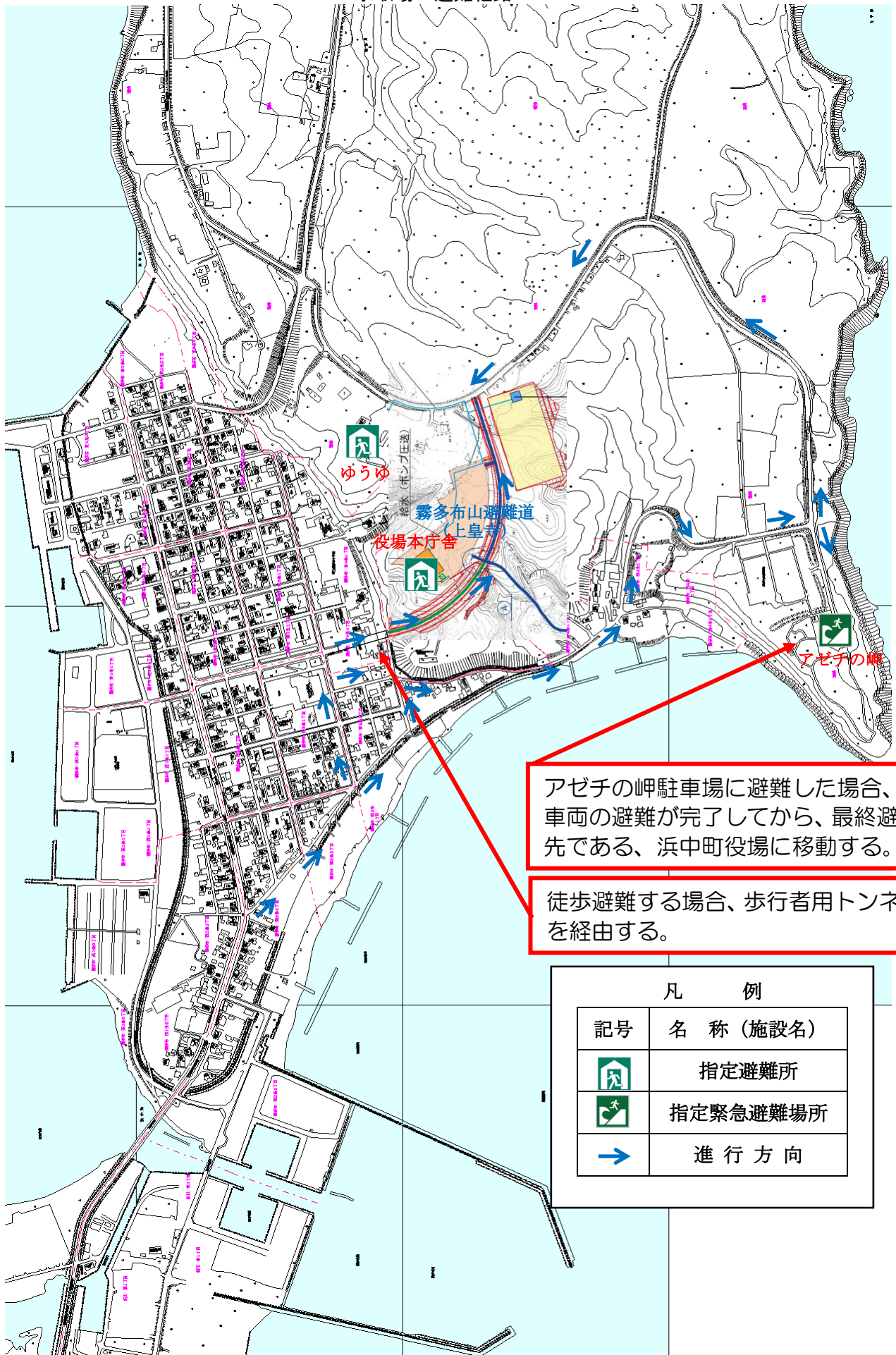
アゼチの岬駐車場に避難した場合、全車両の避難が完了してから、最終避難先である、浜中町役場に移動する。

徒歩避難する場合、歩行者用トンネルを経由する。

逃げ遅れた方は消防庁舎など少しでも高いところに避難する。




凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	指定避難所
	指定緊急避難場所
	進 行 方 向

水取場 避難経路



アゼチの岬駐車場に避難した場合、全車両の避難が完了してから、最終避難先である、浜中町役場に移動する。

徒歩避難する場合、歩行者用トンネルを経由する。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	指定避難所
	指定緊急避難場所
	進 行 方 向

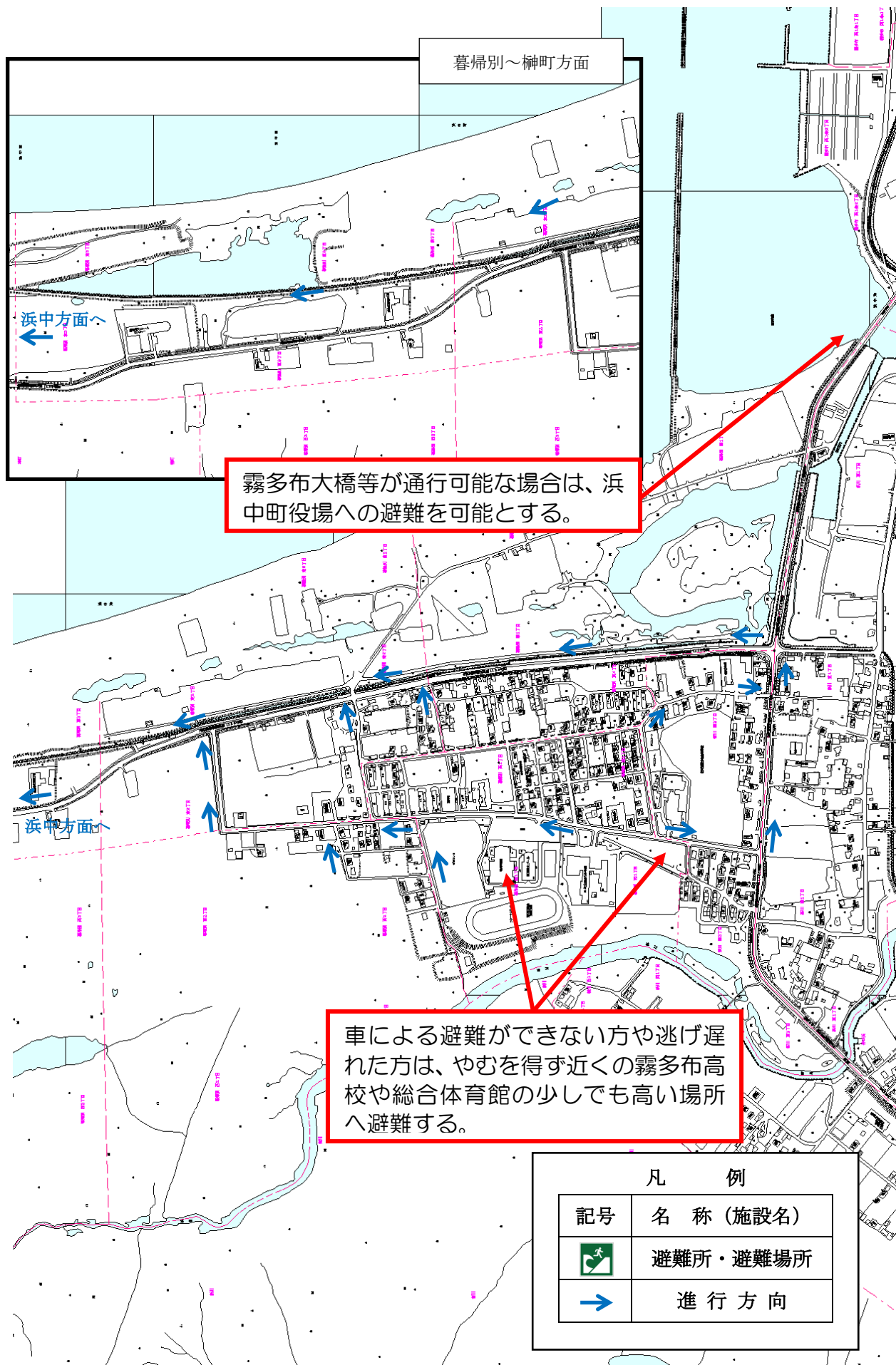
湯沸 避難経路



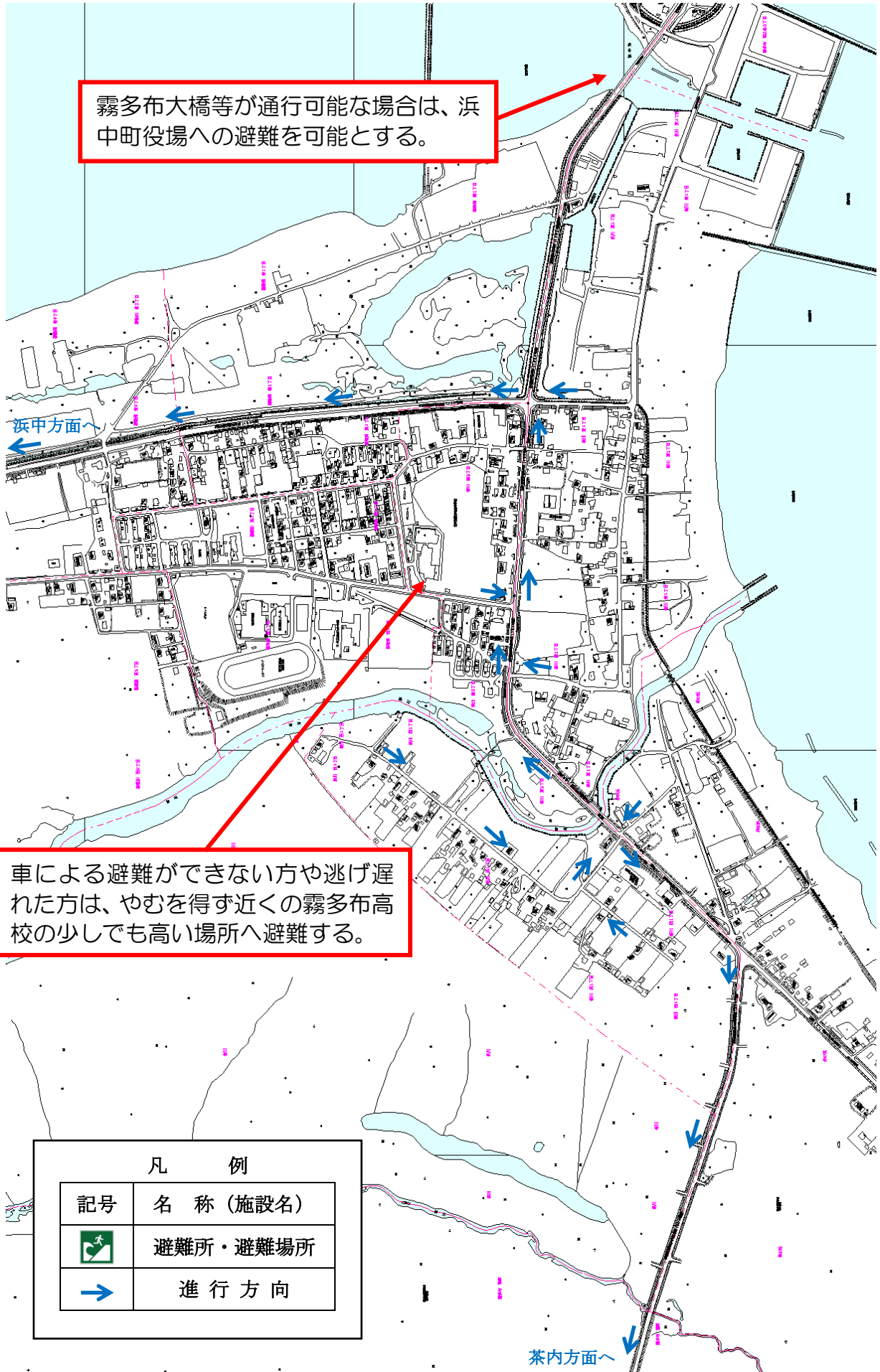
津波浸水想定区域外についても常に状況把握に努め、場合によっては避難する。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

暮帰別 避難経路



新川 避難経路

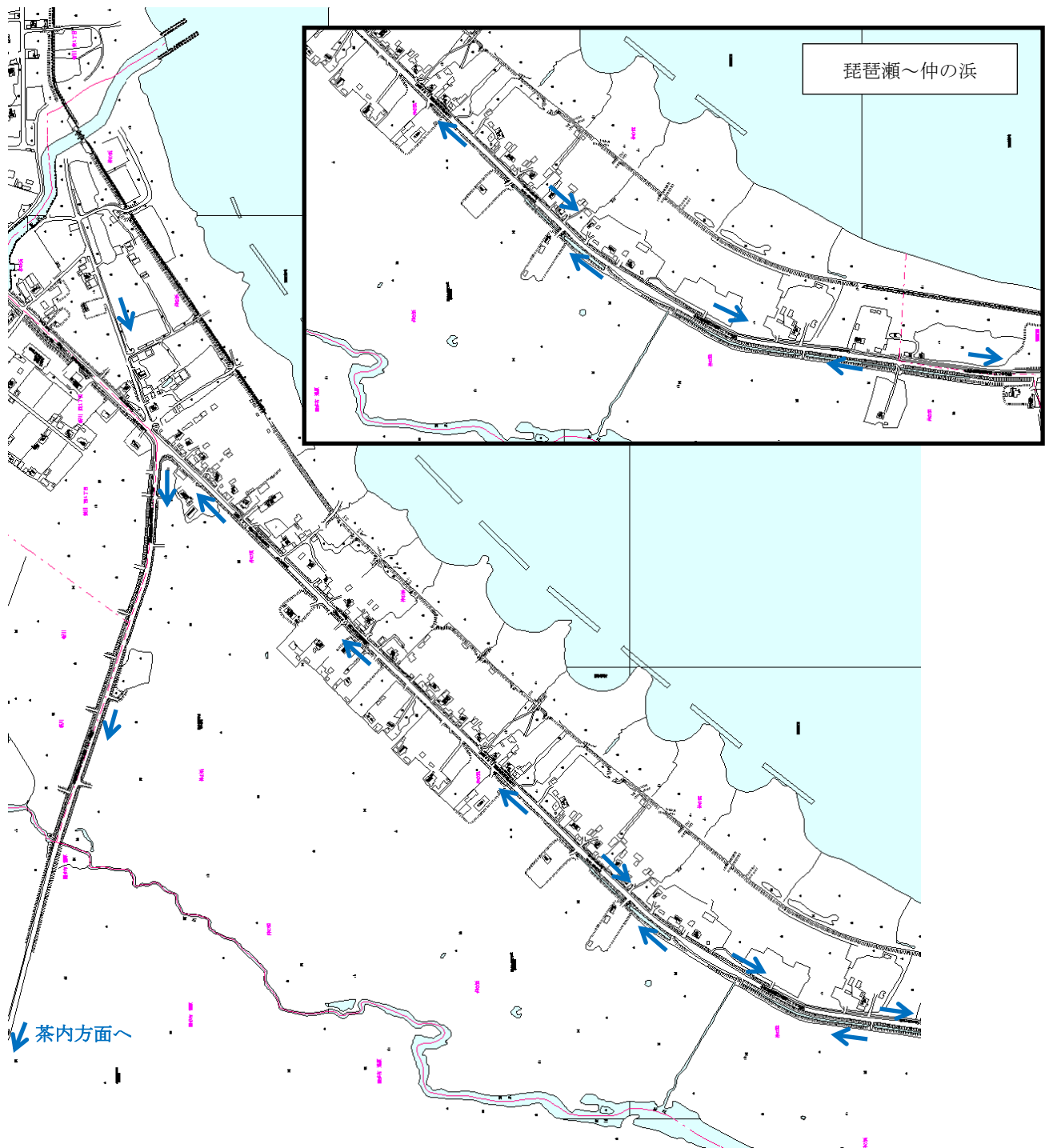


霧多布大橋等が通行可能な場合は、浜中町役場への避難を可能とする。



車による避難ができない方や逃げ遅れた方は、やむを得ず近くの霧多布高校の少しでも高い場所へ避難する。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

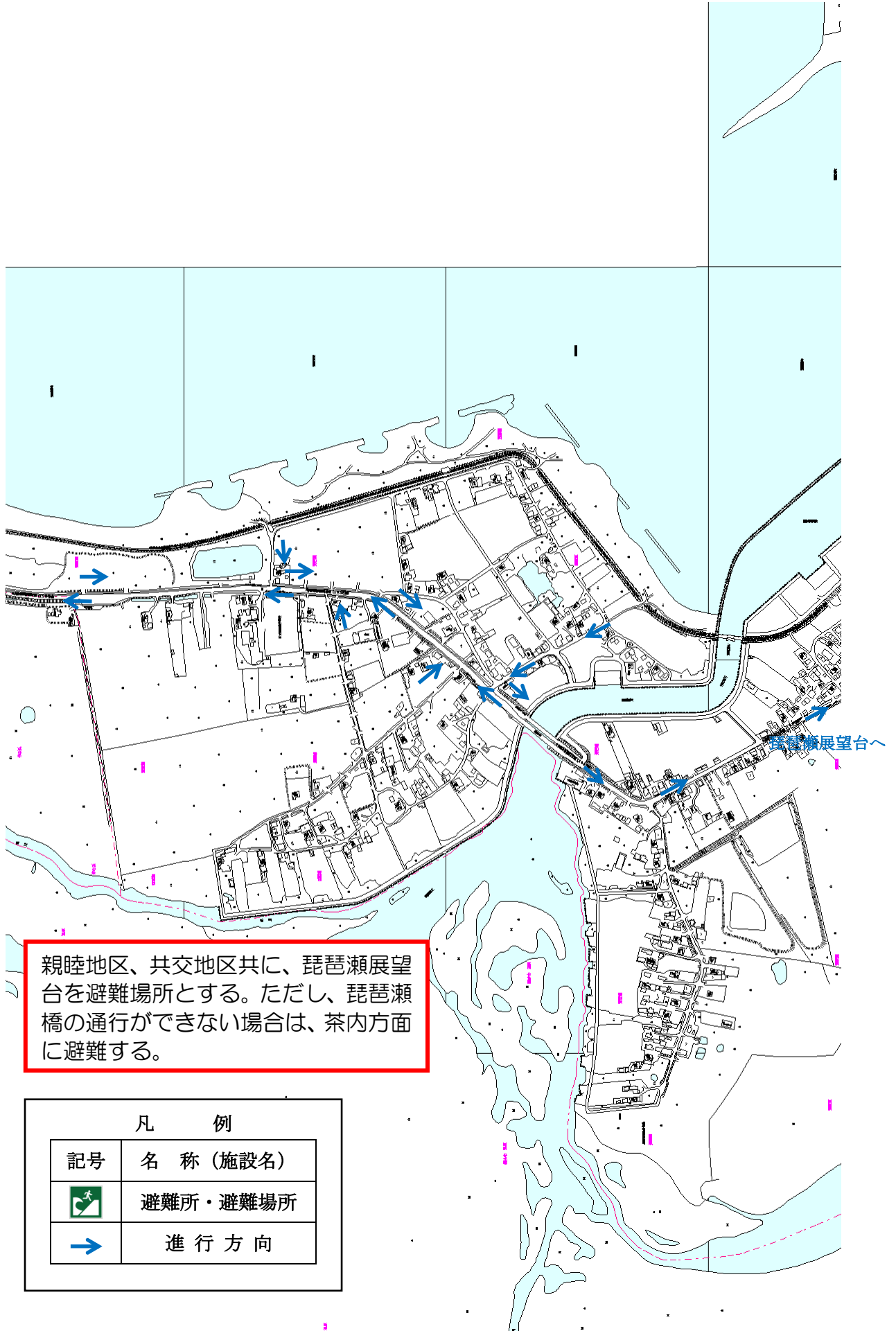
仲の浜 避難経路



琵琶瀬橋の通行が可能であれば琵琶瀬展望台にも避難できる。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

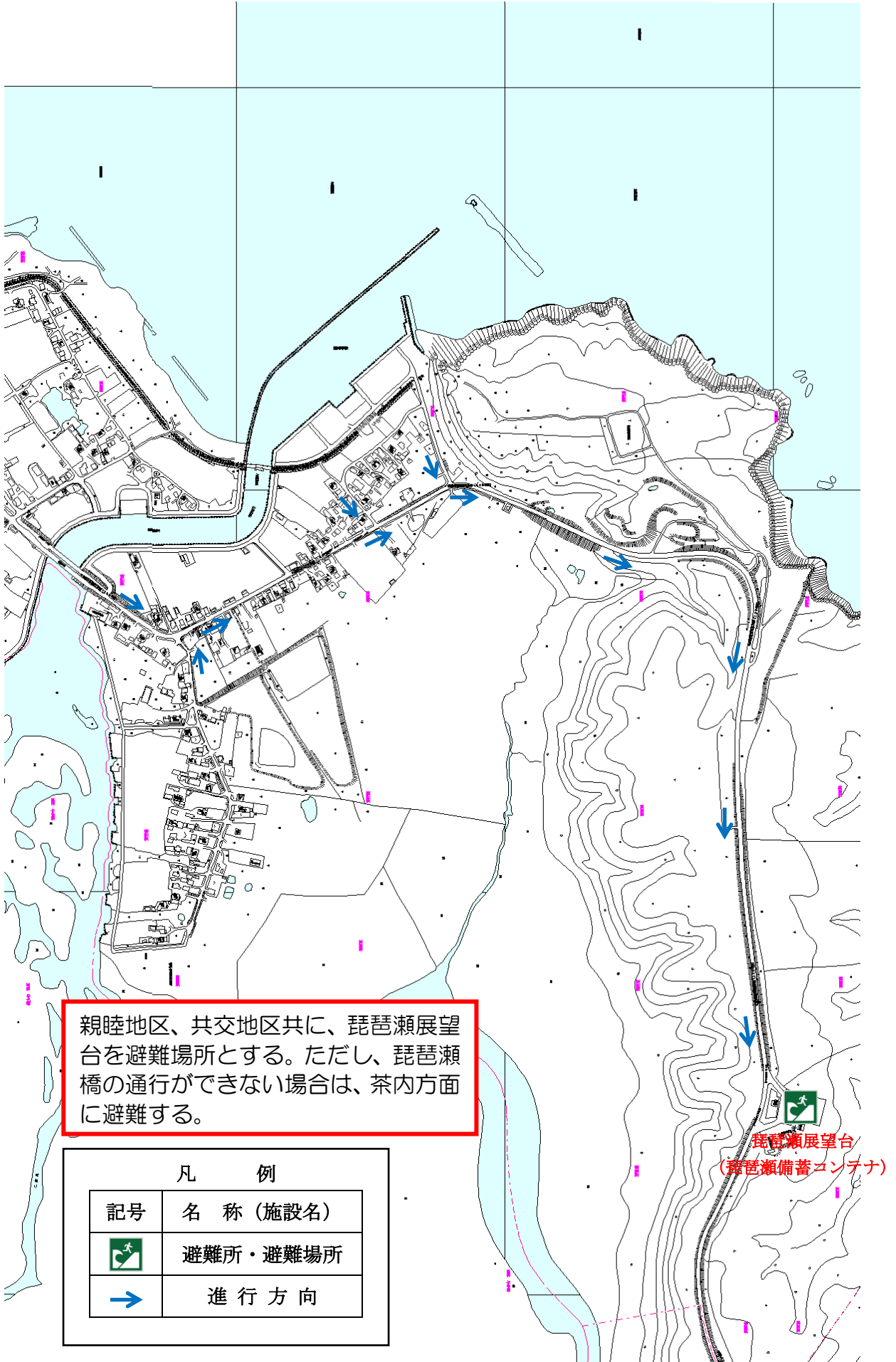
琵琶瀬親睦 避難経路



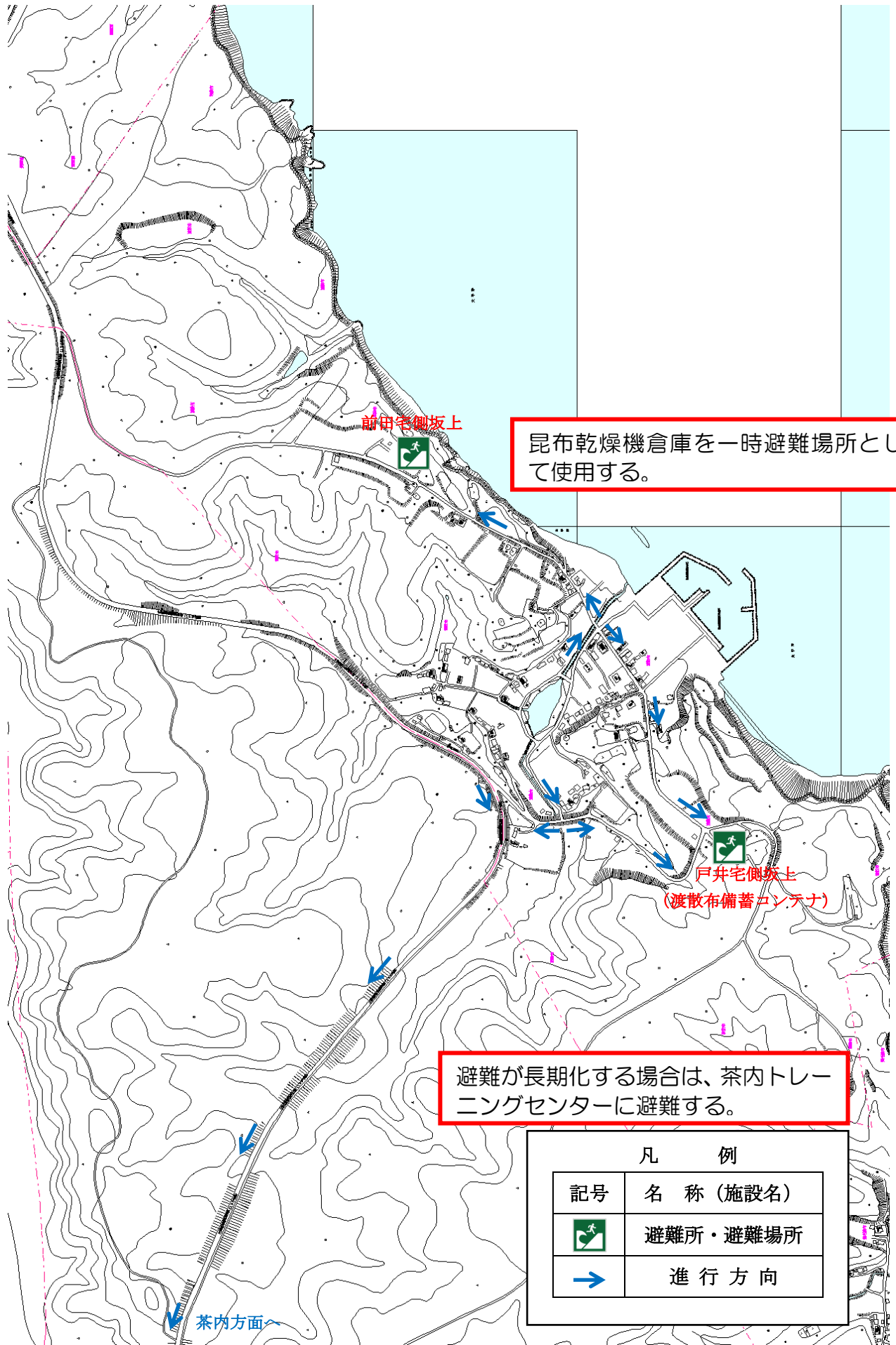
親睦地区、共交地区共に、琵琶瀬展望台を避難場所とする。ただし、琵琶瀬橋の通行ができない場合は、茶内方面に避難する。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

琵琶瀬共交 避難経路



渡散布 避難経路



昆布乾燥機倉庫を一時避難場所として使用する。

避難が長期化する場合は、茶内トレーニングセンターに避難する。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

火散布 避難経路



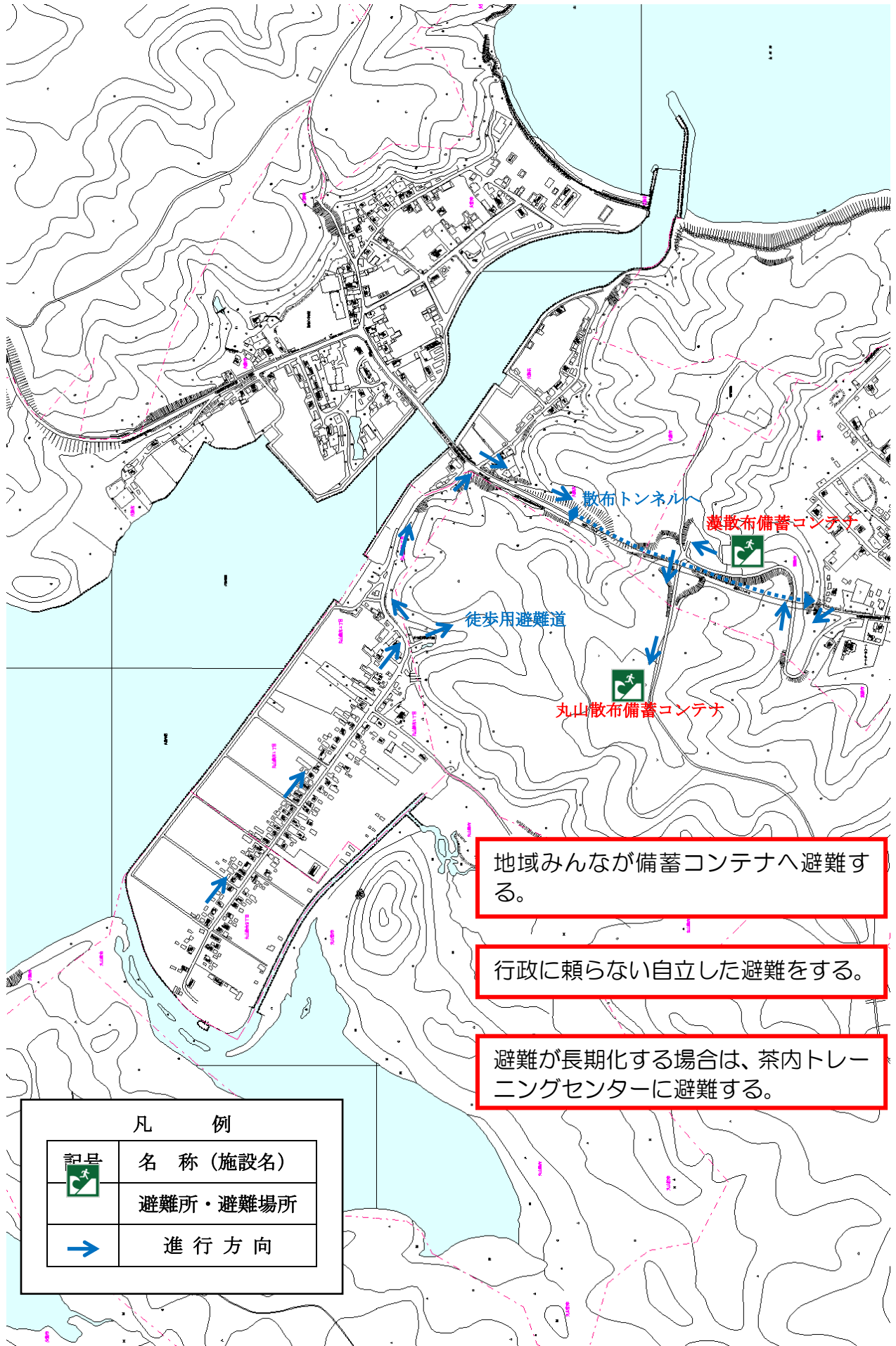
火散布橋の東側はコンテナ設置場所
または養老散布坂上へ、西側はトンネ
ル上へ避難する。

避難が長期化する場合は、茶内トレ
ーニングセンターに避難する。

火散布西側は火散布橋の通行が可能
であれば、どちらにも避難できる。

凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

丸山散布 避難経路



地域みんなが備蓄コンテナへ避難する。

行政に頼らない自立した避難をする。

避難が長期化する場合は、茶内トレーニングセンターに避難する。

凡 例	
記号	名称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進行方向

藻散布 避難経路



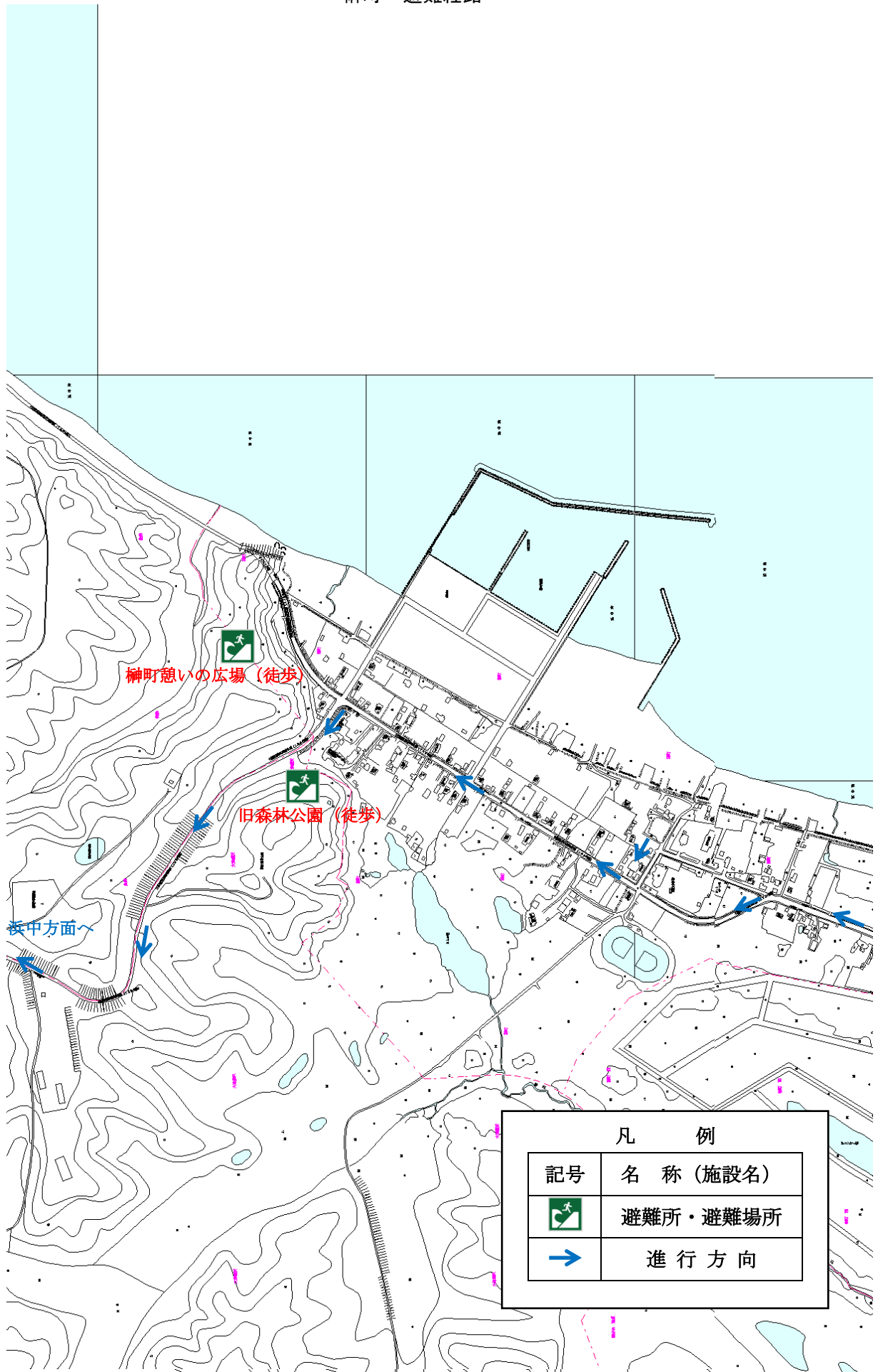
藻散布橋を境にコンテナ側、厚岸側にそれぞれ避難する。

藻散布橋の通行が可能であればどちらにも避難できる。

避難が長期化する場合は、茶内トレーニングセンターに避難する。

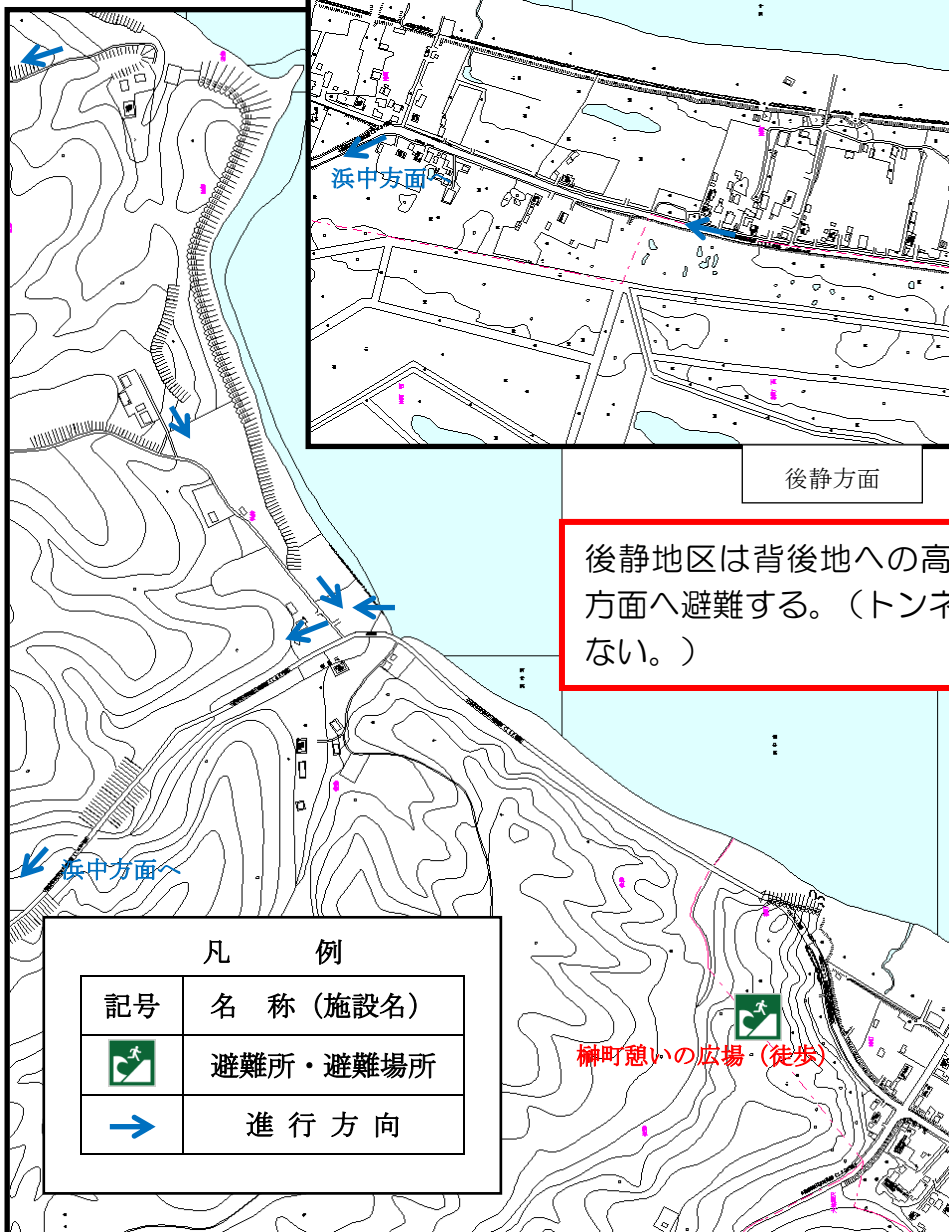
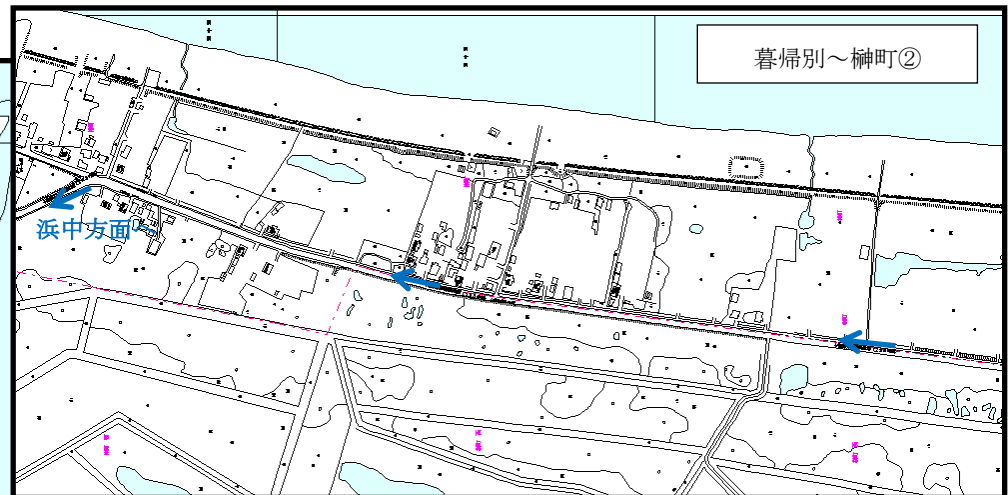
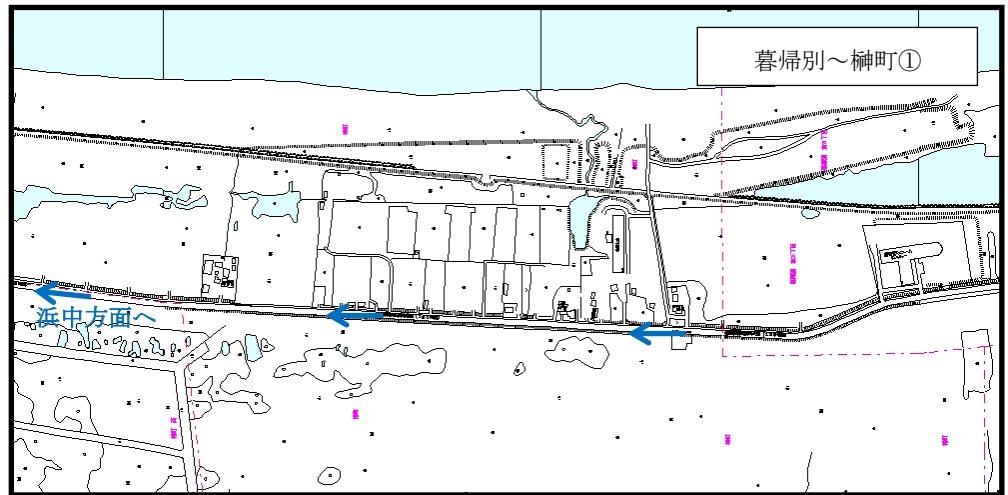
凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

榊町 避難経路



凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

榊町（暮帰別～榊町、後静方面） 避難経路



後静地区は背後地への高台から浜中方面へ避難する。（トンネルは通行しない。）

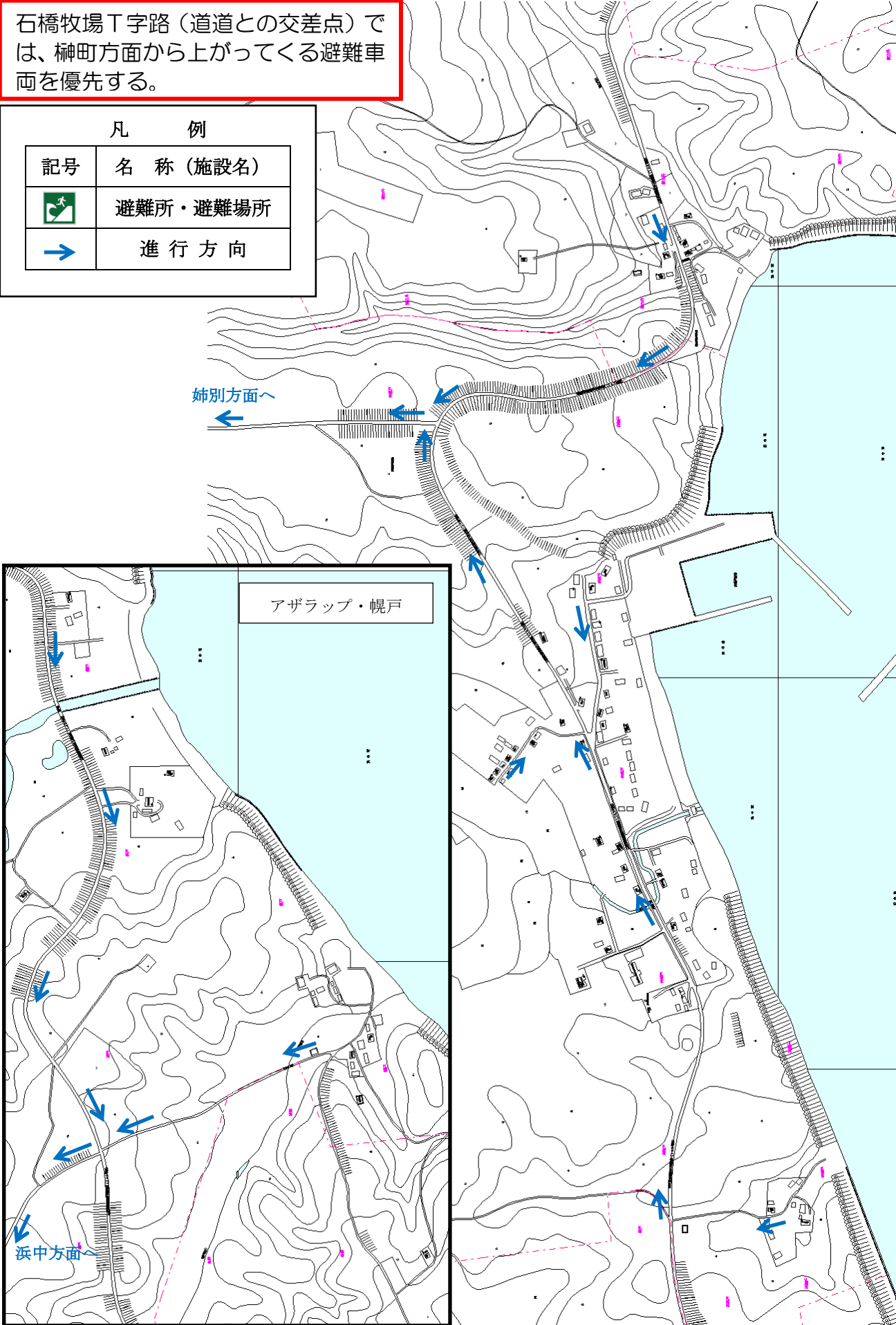
凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

榊町憩いの広場・(徒歩)

奔幌戸 避難経路

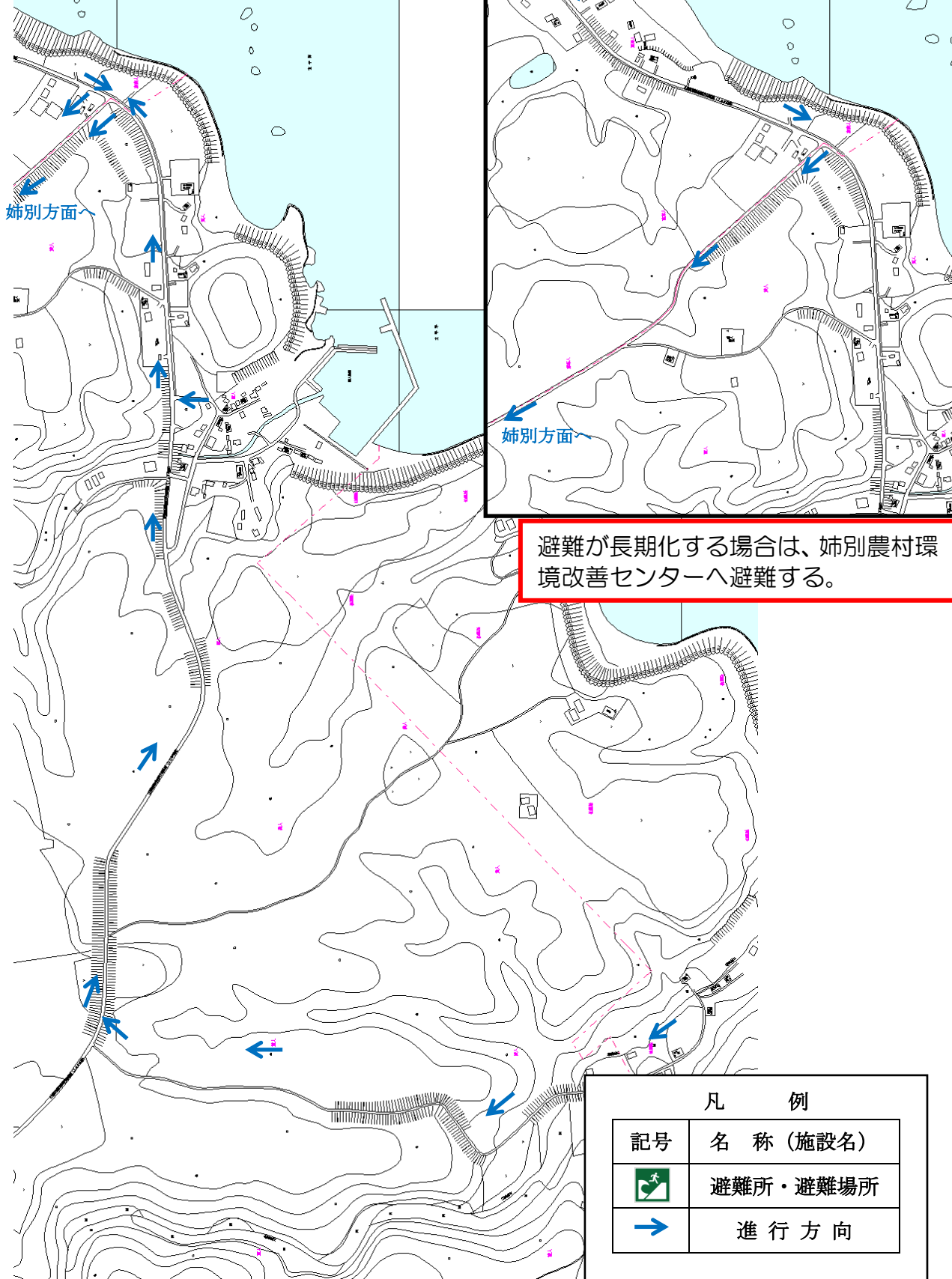
石橋牧場T字路（道道との交差点）では、榊町方面から上がってくる避難車両を優先する。

凡 例	
記号	名 称（施設名）
	避難所・避難場所
	進 行 方 向




賞人 避難経路

賞人地区では、各世帯が地理的条件を十分把握しており、近くの高台へ一時避難する。

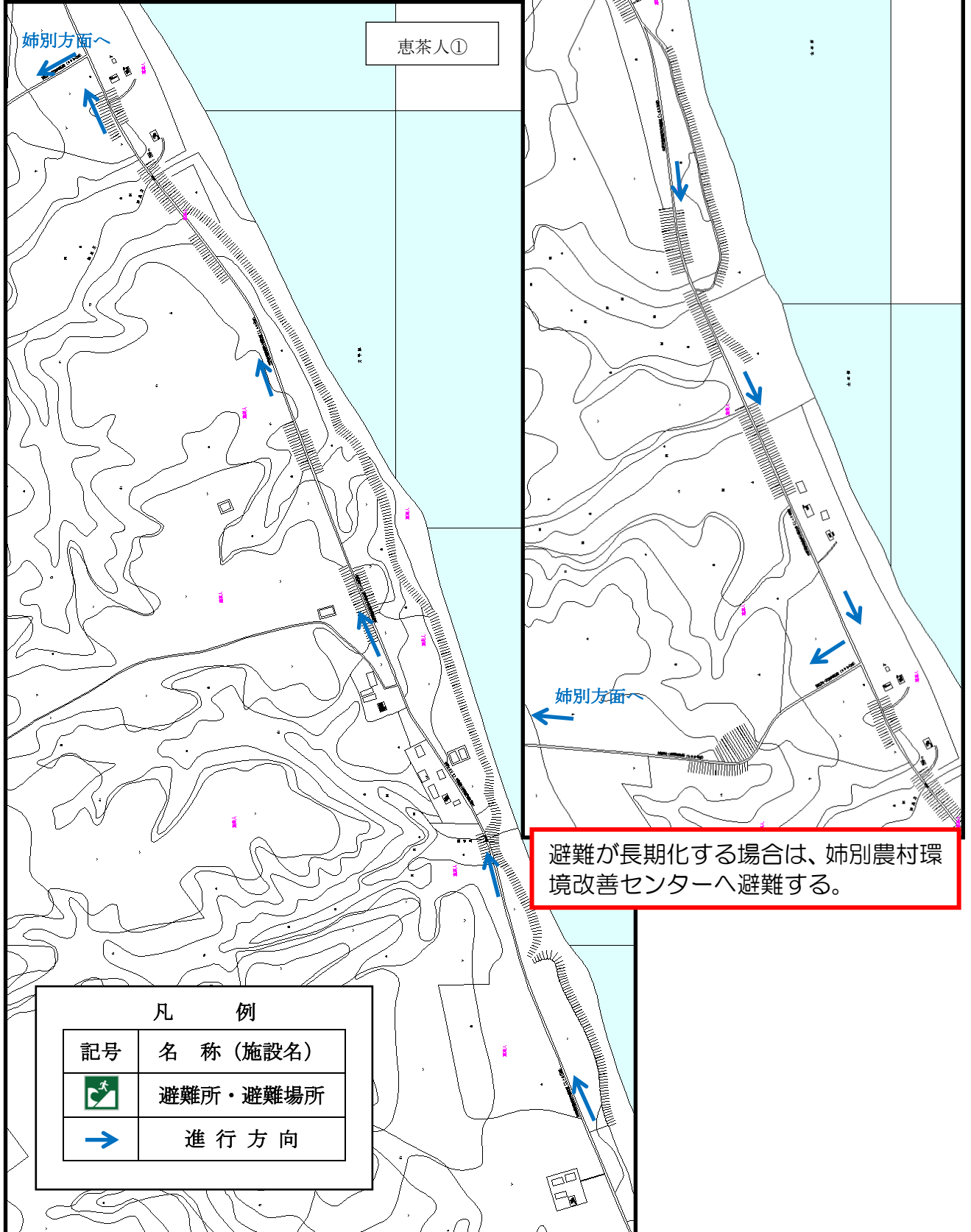




避難が長期化する場合は、姉別農村環境改善センターへ避難する。

凡 例	
記号	名称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進行方向

恵茶人 避難経路

賞人地区では、各世帯が地理的条件を十分把握しており、近くの高台へ一時避難する。



凡 例	
記号	名 称 (施設名)
	避難所・避難場所
	進 行 方 向

浜 中 町 津 波 避 難 計 画

発効日：平成 27 年 3 月

平成 29 年 4 月（一部修正）

令和 4 年 4 月（一部修正）

発 行：北海道 浜中町

編 集：浜中町 防災対策室

〒088-1592

北海道厚岸郡浜中町湯沸 4 4 5 番地

TEL 0153-62-2111 FAX 0153-62-2229

HP <http://www.town.hamanaka.jp>